

療養費払いの手順

小児慢性特定疾病支給認定の申請者が、認定の審査中等で受給者証を交付されていない間に支払った医療費の公費助成該当分については、療養費払いの対象になります。

なお、医療機関への問い合わせや保険者との確認など事務処理の関係上、請求書を提出してから支払い(口座振込)まで2～3か月程度要することもありますのであらかじめご了承ください。

1. 医療機関等で、(様式第13号)小児慢性特定疾病医療費療養証明書を作成してもらってください。

※療養証明書は医療機関や保険薬局ごとに作成してもらってください。

複数受診されている場合は証明書が複数枚になります。

2. (様式第12号)小児慢性特定疾病医療費給付申請書(払戻請求)に必要な事項を記入してください。

※請求者と口座名義人は同一にしてください。

請求者は保護者となります。

3. 以下の書類を高知県健康対策課に提出してください。

○(様式第12号)小児慢性特定疾病医療費給付申請書(払戻請求)

○申請(請求)する月分の「自己負担上限額管理票」の写し

【注】医療機関の金額記載がなくても提出をお願いします。

○(様式第13号)小児慢性特定疾病医療費療養証明書

○領収証の原本

【注】領収証原本は返却出来ません。

○保険者より既に高額療養費の払戻を受けている場合は、高額療養費支給決定通知書等返還額が確認できる書類の写し。

【注】限度額適用認定証を医療機関に提示済みの場合は不要です。

高知県健康政策部 健康対策課
小慢担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9678